

情報ステーション

OKEGAWA
Information Station

◀ 12月

危険業務従事者叙勲 受章おめでとうございます

次の方は、永年の功績が認められ、受章されました。

瑞宝双光章 警察功勞(元警視庁警部)



千葉慶太郎さん

瑞宝単光章 警察功勞(元県警部補)



會田和夫さん

瑞宝単光章 警察功勞(元県警部補)



阿部正雄さん

瑞宝単光章 警察功勞(元県警部補)



池田操さん

瑞宝単光章 警察功勞(元警視庁警部)



土谷隆一さん

瑞宝単光章 消防功勞



手塚国義さん

(元東京消防庁消防司令)

詳しくは **秘書広報課**

皆様の善意

ありがとうございます

次の方から寄附をいただきました。
埼玉県トラック協会 鴻巣支部 様

鉛筆854本
詳しくは **教育総務課**



第四次男女共同参画基本計画 (素案)について意見を募集します

市では、現在の計画期間(平成26年度〜30年度)が終了することに伴い、平成31年度から35年度までを期間とする新たな計画について、検討を進めています。

このほど、計画(素案)がまとまりましたので公開するとともに、市民の皆さんからの意見を募集します。
閲覧・意見の募集期間▼12月3日(月)〜平成31年1月7日(月)

意見を提出できる人▼市内在住・在勤・在学の人など

閲覧場所▼人権・男女共同参画課、情報公開コーナー(土・日・祝日を除く、午前8時30分〜午後5時15分)、アソシエ(日・祝日を除く、午前7時〜午後6時)、各公民館(月曜日を除く、午前8時30分〜午後5時15分)、分庁舎(土・日・祝日を除く、午前8時30分〜午後5時15分)

※全ての場所で年末年始を除きます。
※市ホームページでも閲覧できます。
意見の提出方法▼指定用紙に必要な事項を記入し、郵送(〒363-8501住所記入不要・FAX 786-9866)

・メール(jinken@city.okegawa.lg.jp) または直接、人権・男女共同参画課へ。
提出された意見の取扱い▼市の考

え方などを踏まえて整理し、ホームページなどで公表します。
詳しくは **人権・男女共同参画課**

「住民基本台帳カード」をお持ちの方へ電子証明書の有効期限が満了になります

マイナンバー制度の開始に伴い、平成27年12月をもって住民基本台帳カードの交付およびカードに搭載可能な電子証明書の発行・更新が終了しました。

電子証明書は発行・更新から3年が有効期限のため、平成30年12月21日までに全ての住民基本台帳カードの電子証明書の有効期限が満了になります。

住民基本台帳カードの表面に印字されている有効期限とは異なりますので、注意してください。

電子証明書の有効期限が満了になると、税の申告(e-Tax)などでの利用ができなくなります。

なお、有効期限満了後に同様のサービスを継続利用したい場合は、個人番号カード(マイナンバーカード)を作成する必要があります。マイナンバーカードは申請から受け取りまで1か月程度かかりますので、早めの申請をお願いします。
詳しくは **市民課**



者指定申請書②食品衛生監視票または立ち入り検査票の写し③平成30年4月以降の細菌検査結果報告書④納

提出していただきます。

申請後、ヒアリング（日程は別途指定）を行い、業者を選定します。

提出書類▼①学校給食食物資納入業者指定申請書②食品衛生監視票または立ち入り検査票の写し③平成30年4月以降の細菌検査結果報告書④納

学校給食運営委員会にて検討し、指定業者として選定します。

申請を希望する人は、12月13日(木)《必着》で、次の書類を学校支援課へ提出していただきます。

申請後、ヒアリング（日程は別途指定）を行い、業者を選定します。

提出書類▼①学校給食食物資納入業者指定申請書②食品衛生監視票または立ち入り検査票の写し③平成30年4月以降の細菌検査結果報告書④納

平成31年度学校給食食物資納入指定業者の申請のお知らせ

市内小・中学校へ学校給食用物資を納入する業者の指定申請を受け付けます。この申請に基づき、桶川市学校給食運営委員会にて検討し、指定業者として選定します。

申請を希望する人は、12月13日(木)《必着》で、次の書類を学校支援課へ提出していただきます。

申請後、ヒアリング（日程は別途指定）を行い、業者を選定します。

提出書類▼①学校給食食物資納入業者指定申請書②食品衛生監視票または立ち入り検査票の写し③平成30年4月以降の細菌検査結果報告書④納

募集人員▼5人
申込資格▼昭和34年4月2日以降に生まれた人
試験方法▼作文および面接
とき▼随時相談
申込み▼履歴書および資格証の写しまたは卒業証明書の写し（見込証明書は原本）を保育課へ持参
※資格要件や採用後の勤務条件など詳しくは、保育課で配布する募集案内やホームページを確認してください。
詳しくは☎保育課

放課後児童クラブで勤務する嘱託支援員を募集します

市長元気通信

こく ほう どう 克 動 報 告 vol.52

去る11月3日(土・祝)、「第43回桶川市民まつり」が開催されました。

中山道では、各参加団体によるパレードや、恒例の和宮行列が、中山道パーキングでは、桶川高校吹奏楽部の演奏やオケちゃん誕生会等、様々なステージイベントが行われました。また、桶川小学校を会場とする、子どもの広場・福祉の広場・農産物即売の広場では、各団体による出店販売等が行われ、ことぶき広場を会場とする商工の広場では、市内飲食店等の皆さんの出店が多数あり、各会場ともたくさんの方で賑わっていました。

また、中山道パーキングにおいて、東京2020オリンピック・パラリンピック開催の機運を盛り上げるイベント企画として、本市と「体育・スポーツ振興に関する」連携協定を締結している日本体育大学より、ソウルオリンピック柔道男子65kg級銅メダリストで、現在、同大学教授で柔道部部長を務めておられます山本洋祐先生をお招きし、対談を開催しました。先生からは「選手指導においては自主性を重んじており、自らが自発的に率先して練習するような環境づくりや指導を心掛けていることや、強い気持ちを持って日頃から稽古を積むことにより、夢を叶えることができる」といったお話をいただきました。

観覧席には、先生の話を熱心に聴いている子ども達の姿も見られ、次代を担う子ども達には、自分に負けない強い気持ちを持って、夢や希望に向かってチャレンジし続けてほしいと思いました。

今年も多くの方の皆様が楽しく交流されている姿を拝見し、第1回開催から40年以上変わらない、まつりのテーマでもある「心のふれあい」を肌で感じることの出来る一日でした。

桶川市長 **小野克典**



▲開会式



▲パレード



▲対談



合がありますので、傍聴を希望する人は、ホームページ、または事務局に確認してください。次回の農業委員会総会は、平成31年1月22日(火)を予定しています。

詳しくは☎農業委員会事務局

今月の納期

固定資産税・都市計画税 【第3期】

国民健康保険税
介護保険料
後期高齢者医療保険料 【第6期】

納期限…12月25日
納付は期限内に！

市民の生涯学習を支援するために、学習機会の情報をまとめた「生涯学習ガイド」を作成しています。公共施設（公民館・図書館など）に配置しているほか、ホームページでも閲覧できます。

詳しくは☎生涯学習文化財課

税証明書（直近年度のもの）⑤食品営業許可証の写し⑥登記簿謄本（法人の場合）

※①の申請書は学校支援課または市ホームページからもダウンロードできます。

※②⑤については、食品衛生法に定める営業許可を有する業者のみ提出してください。

※⑥は新規に申請する業者のみ提出してください。

詳しくは☎学校支援課

駅東口周辺整備について

詳しくは☎駅東口整備推進課

【事業の進捗状況について】

市では、駅東口周辺を安心、安全に利用していただけるよう、各整備事業を進めています。

11月末までの整備状況ですが、「駅前広場」については、事業用地の約66%、「県道駅東口通り線（駅通り）と仲仙道線（中山道）の交差点付近」については、事業用地の約18%を、関係権利者の御理解・御協力により取得しています。

また、駅東口自由通路へのエレベーター設置については、JR東日本と連携を図りながら、関連工事から着手し、早期設置・供用開始のため、取り組んでいます。

なお、「南小跡地」については、土地の利活用を図るため、周辺道路の整備計画の策定作業を進めています。

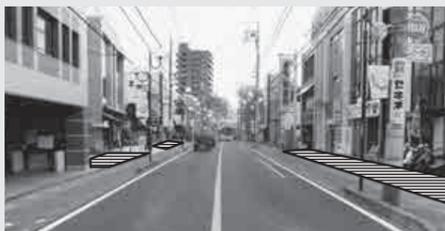
今後も、駅東口周辺整備の状況については、広報などで情報提供に努めてまいります。

【駅東口への送迎について】

朝夕の通勤・通学時間帯や雨天時には、一番街通りで送迎待ちの車が多く、近隣にお住いの方々や歩行者・自転車の通行に支障をきたす状況となっていますので、送迎待ちは、仮設送迎場、べにばなGO駐車場の利用をお願いします。



▲仲仙道線 南から北を撮影(斜線部は用地取得地)



▲仲仙道線 北から南を撮影(斜線部は用地取得地)



女性消防団員も募集しています

消防団員として地域の安全を一緒に守りませんか？

桶川市消防団は、「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神に基づき、地域の安心と安全を守るために活躍しています。

応募者は、地域の分団に紹介し消防団の説明を受け、欠員の状況などにより入団します。

また、女性消防団員は主に、火災予防運動や地域の防災訓練などの広報活動に従事していただきます(火災などの出動はありません)。

対象▶市内在住・在勤の18歳以上の人
待遇▶条例に基づく報酬、出動手当、退職報償金を支給します。また、活動中の負傷などに対する補償制度があります。

普通救命講習 放水訓練

詳しくは☎安心安全課



税法上の被扶養者を確認のうえ申告してください

詳しくは☎税務課

年末調整や確定申告において納税者が、配偶者や子、親などを扶養している場合、申告により所得税や市・県民税の計算の際に所得控除（配偶者控除や扶養控除など）を受けることができます。税法上の被扶養者（扶養される人）とは、その年の1月1日から12月31日までの所得金額が38万円以下である親族です。

所得金額が38万円とは

所得区分	収入金額①	収入から差し引く金額②	所得金額③ (①-②)	所得金額が38万円を超えた人を被扶養者とすることはできません。 (注1)
給与収入	103万円	65万円	38万円	
年金収入(65歳未満)	108万円	70万円	38万円	
(65歳以上)	158万円	120万円	38万円	
営業・不動産などの収入	収入金額	必要経費	①から②を差し引いた金額	

(注1) 配偶者に限り、所得金額38万円超123万円以下までは配偶者特別控除を受けることができます。配偶者控除および配偶者特別控除について詳しくは「下記の記事」を参照してください。

★扶養に関する注意点★

- ①被扶養者の平成30年中の所得金額（見込み）が38万円以下であること。
被扶養者の所得金額の上限は、税と健康保険などでは異なりますので、ご注意ください。
- ②複数の納税者が、同じ人を被扶養者として所得控除を受けることはできません。配偶者、子、親などをどなたの被扶養者とするか、家族内で確認してください。
- ③同居していない人（住民票で別世帯となっている人）を扶養している場合は、被扶養者の『平成31年1月1日現在の住民票に登録されている住所』を必ず申告書に記入してください。
- ④給与と所得の人で平成30年中に被扶養者の内容に変更があった場合には、年末調整のときに必ず勤務先で変更の手続きをしてください。

配偶者控除および配偶者特別控除の控除額について

平成29年度の税制改正により、配偶者控除および配偶者特別控除の取り扱いが変更されました。改正の概要は次のとおりです。

配偶者控除

納税義務者の前年の合計所得金額の区分に応じて控除額が改正されたほか、前年の合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者については、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました。

(改正前：合計所得金額の制限無)

配偶者特別控除

納税義務者の前年の合計所得金額の区分に応じて控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の前年の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました。(改正前：38万円超76万円未満) なお、改正前と同様に、前年の合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者については、配偶者特別控除の適用はできないこととされています。

納税義務者の前年の合計所得金額	所得税控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円(33万円)	48万円(38万円)
900万円超～950万円以下	26万円(22万円)	32万円(26万円)
950万円超～1,000万円以下	13万円(11万円)	16万円(13万円)

()内は市・県民税控除額

前年の合計所得金額が900万円以下の納税義務者の配偶者特別控除額

配偶者の前年の合計所得金額	所得税控除額	配偶者の前年の合計所得金額	市・県民税控除額
38万円超～85万円以下	38万円	38万円超～90万円以下	33万円
85万円超～90万円以下	36万円	90万円超～95万円以下	31万円
90万円超～95万円以下	31万円	95万円超～100万円以下	26万円
95万円超～100万円以下	26万円	100万円超～105万円以下	21万円
100万円超～105万円以下	21万円	105万円超～110万円以下	16万円
105万円超～110万円以下	16万円	110万円超～115万円以下	11万円
110万円超～115万円以下	11万円	115万円超～120万円以下	6万円
115万円超～120万円以下	6万円	120万円超～123万円以下	3万円
120万円超～123万円以下	3万円		

なお、前年の合計所得金額が900万円超の納税義務者については控除額が異なります。詳しくは市ホームページを確認してください。
(平成30年分所得税、平成31年度市・県民税より適用)

児童扶養手当の所得制限限度額の引き上げについて

平成30年8月分(12月支給)から、全部支給の所得制限限度額が以下のとおり引き上げられ、全部支給となる対象の範囲が広がります。なお、一部支給および扶養義務者などの所得制限限度額は据え置きとなっています。詳しくは☎子ども未来課

【児童扶養手当所得制限限度額表】 変更前(平成30年7月分まで)

扶養親族など	受給資格者		扶養義務者・配偶者・孤児などの養育者
	全部支給	一部支給	
0人	19万円未満	192万円未満	236万円未満
1人	57万円未満	230万円未満	274万円未満
2人	95万円未満	268万円未満	312万円未満
3人	133万円未満	306万円未満	350万円未満
4人	171万円未満	344万円未満	388万円未満
5人以上	扶養親族1人につき38万円を加算		



変更後(平成30年8月分から)

扶養親族など	受給資格者		扶養義務者・配偶者・孤児などの養育者
	全部支給	一部支給	
0人	49万円未満	192万円未満	236万円未満
1人	87万円未満	230万円未満	274万円未満
2人	125万円未満	268万円未満	312万円未満
3人	163万円未満	306万円未満	350万円未満
4人	201万円未満	344万円未満	388万円未満
5人以上	扶養親族1人につき38万円を加算		

1月1日は固定資産税の賦課期日です

詳しくは☎税務課

固定資産税は、毎年1月1日を基準として賦課される市税です。土地や家屋などの「1月1日現在の所有者」(以下：納税義務者)が納付します。

納税通知書は5月上旬に納税義務者へ送付します。そのため、所有権移転や家屋の取壊しなどにより、通知書を受け取った時点で固定資産を所有していない場合でも、固定資産税は納税義務者が納付します。

また、家屋などの新築や増築、取壊しなどを行い、その後、登記をしない場合には、課税内容が把握できないことがありますので連絡してください。

市内で事業をされている方へ ～償却資産の申告について～

償却資産とは、個人・法人を問わず、土地および家屋以外の事業のために所有されている構築物・機械・器具・備品などを指し、固定資産税の課税対象となります。

市内で事業をしている人は、毎年1月1日現在で所有している償却資産を、その年の1月31日までに申告する必要があります。

該当者には、申告書類を12月中に送付しますが、書類が届かなかった場合や不明な点がある場合は連絡してください。

なお、申告書はホームページからもダウンロードできます。



相談	相談員	相談内容	とき	ところ	問合せ
◎法律相談(予約制)	弁護士	相続、金銭・貸借、離婚、相続などの法律全般についての相談	7日(金)・21日(金)・28日(金) 14:00~17:00 15日(土) 9:00~12:00 平成31年1月4日(金)・11日(金)・ 25日(金) 14:00~17:00 19日(土) 9:00~12:00	市役所相談室	
◎司法書士法律相談(予約制)	司法書士	相続、遺言、名義変更、会社設立登記、成年後見、少額民事訴訟(債務整理)等の相談	13日(休) *次回は平成31年1月10日(休) 13:00~16:00	市役所相談室	
◎行政書士相談(予約制)	行政書士	成年後見制度、相続、各種契約書、内容証明、会社設立などの手続きの相談	3日(月) *次回は平成31年1月7日(月) 13:00~16:00	市役所相談室	秘書広報課
不動産相談(予約制)	宅地建物取引主任者	不動産の売買、賃貸借契約等についての相談	26日(休) 13:00~16:00	市役所相談室	
住宅相談	建設団体の相談員	住宅の新築、増改築、修繕、工事、耐震などの相談	15日(土) 9:00~12:00	市役所会議室301 電話でも可 ☎786-3211(代)	
行政相談	行政相談委員	国、公団・公社などへの要望や苦情についての相談	14日(金) *次回は平成31年1月11日(金) 10:00~12:00	市役所相談室	
多重債務相談	市役所職員	消費者金融などからの借金返済などに困っている人の相談	随時	市役所相談室 直通 ☎786-3450	
暴力団被害相談(予約制)	上尾警察署職員	暴力団により被害を受けたり、困っていることについての相談	随時	市役所相談室	安心安全課
女性相談(予約制)	県外の専門カウンセラー	女性のためのなんでも相談	10日(月)・17日(月) 10:00~16:00	市役所相談室	人権・男女共同参画課
人権相談	人権擁護委員	悩みごと・離婚問題・子どものいじめなどの日常生活のお困りごとについての相談	11日(火) 9:00~12:00	地域福祉活動センター3階	
内職相談	内職相談員	内職に関する相談・案内	毎週水・金曜日(祝日を除く) 10:00~15:00 (12:00~13:00を除く)	勤労福祉会館 直通 ☎773-1121 (水・金曜日)	産業観光課
消費生活相談	消費生活相談員	消費者トラブルや苦情など、消費生活全般についての相談	毎週月~金曜日(祝日を除く) 10:00~15:30 (12:00~13:00を除く)	市役所3階 電話可 ☎786-3211(代)	自治文化課
子どもと家庭なんでも相談	家庭児童相談員	子どもたち自身や親からの、家庭・幼稚園・学校などでの悩みや子育ての相談	毎週火・木曜日(祝日を除く) 10:00~16:00	駅前子育て支援センター 電話でも可 直通 ☎777-7708	子ども未来課
子どものことばや運動会	専門相談員	未就学児の発達についての相談	事前に電話で申し込み、日程調整して決定	児童発達支援センター分室 ☎787-5562	児童発達支援センター分室
教育相談	専門相談員	子どもの教育やしつけについての悩みごと相談	毎週月~金曜日(祝日を除く) 9:15~16:30	桶川市教育センター 直通 ☎786-3237	学校支援課
心配ごと相談	民生委員	さまざまな心配ごとの相談	毎週土曜日(祝日を除く) 13:00~15:00	地域福祉活動センター 直通 ☎728-2369	社会福祉協議会

※上記相談外での個別相談は、相談料が発生する場合があります。※◎の相談について、一年度に1回のみ受けられます。

平成31年度市内小・中学校体育施設開放について

詳しくは☎スポーツ振興課

市民のスポーツ・レクリエーション活動の場として、市内小・中学校の体育館と校庭を開放します。

この説明会を実施し団体間の調整をしますので、登録団体は必ず代表1名の出席をお願いします。

とき▶平成31年1月29日(火)午後7時

ところ▶東公民館大ホール

※登録希望団体は、1月4日(金)までに市役所4階のスポーツ振興課で登録の手続きを行ってください。

対象▶市内に在住・在学・在勤する人で構成された、責任者が明確になっている10人以上のグループまたは団体(登録は1団体1校のみ)

※営利目的は使用不可。

※フットサルのグループ・団体は、全ての学校の体育館について、利用登録できません。

開放施設体育館・校庭

	小学校	中学校
開放校	桶川小、西小、加納小、川田谷小、東小、日出谷小、朝日小	桶川中、東中、西中、加納中
開放する日および時間(原則)	【体育館】 平日⇒午後6時~9時 土日祝日⇒午前9時~午後9時 【校庭】 土日祝日のみ 5~8月⇒午前9時~午後7時 9~4月⇒午前9時~午後5時	【体育館】 平日⇒午後7時~9時 土日祝日⇒午後7時~9時

冬
の
交
通
事
故
防
止
運
動
12 / 1 ~ 14
『人も車も自転車も安心・安全 埼玉県』

年末が近づくにつれて、人や車の動きが慌ただしくなり、また、飲酒の機会が増加することによって、交通事故の多発が懸念されます。家庭・地域・職場でも協力し、交

- 減らしましょう。
- 県下統一重点目標▼
- 子どもと高齢者の交通事故防止
 - 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
 - 飲酒運転の根絶および路上寝込みなどによる交通事故防止
- 桶川市重点目標▼
- 交差点における交通事故防止
 - 自転車乗用中の交通事故防止
- 詳しくは☎安心安全課

マモルとおばあちゃんの地球にやさしい『桶川市のごみ』物語⑥

～ごみに関するお話を4コマでわかりやすく掲載します～

詳しくは☎リサイクル推進課 ☎728-1902

ペットボトルはどのように捨てるの

1 マモル! 突然だけど、ペットボトルの正しい捨て方を知ってる?

2 知ってるよ! ラベルをはがして捨てるんだよね!!

3 そうよ! でもあと一歩!! キャップをはずして、軽くすすいで出せたら完璧ね♥

4 そっか!
①ラベルをはがす
②キャップをはずす
③水で軽くすすぐ
の3つだね!!
忘れられないで、続けるね!!

登場人物

ぶんべつ 分別 マモル (主人公)

- ・桶川市在住
- ・べにばな小学校4年生
- ・学校でごみ(住みよいくらし)について勉強してから、ごみをへらすためにできることについて考えている。

ものたい 物体 セツ

- ・桶川市在住
- ・マモルのおばあちゃん
- ・物をとても大切にする性格
- ・「もったいない」が口ぐせ

ペットボトルを捨てる際の「3つのお願い」は済んでいますか??

市では、ごみの減量化やリサイクル推進のため、出されたごみ質の調査をしています。ペットボトルの排出状況について、約200kgをサンプルに確認を行った結果、表のような結果でした。ほんのひと手間加えていただくことで、ごみ質は大きく変わります。ペットボトルを捨てる際には、再度

項目	比率(%)
キャップ・ラベル無し	30.29
キャップ付き	5.71
ラベル付き	16.88
キャップ・ラベル付き	45.90
異物が混入した(タバコ、中身入りなど)	1.22

中身が入ったままだと、他の物へ汚れが付着してしまうことにもなる。重量として、ごみ量が増えることにもなって、処理に手間やお金もかかると、もったいないわ!!

「3つのお願い」が済んでいるかの確認をお願いします。
※できる限りボトルのみをまとめて出してくださいようご協力をお願いします。

約7割がキャップまたはラベル付き

桶川中学校運動場夜間照明設備利用のご案内

市民のスポーツ・レクリエーション活動の場として、桶川中学校運動場の夜間照明設備が利用できます。

※要登録

対象▶市内に在住・在学・在勤の人で構成された責任者が明確になっている10人以上のグループまたは団体。

利用期間▶毎年1月8日~12月27日

利用時間▶午後7時~9時(11月~2月の冬季期間は午後6時30分~8時30分)

費用▶全灯5,000円(軟式野球ができる)半灯3,000円(ソフトボール・サッカーなどができる)

※2時間使用の料金です。

登録手続き▶平日の午前8時30分~午後5時15分に、スポーツ振興課へ直接お越しください。在勤者の人は、市内事業所が確認できるものを用意してください。

施設の利用申請▶サン・アリーナ窓口(☎787-5111)へ午前9時~午後9時30分

詳しくは☎スポーツ振興課



シリーズ 明日のあんしん ～高齢者の暮らしを支える～③⑦

住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるように

【認知症サポーター養成講座はもう受講されましたか?】 詳しくは☎高齢介護課

市では、市民の皆さんに認知症という病気を正しく理解していただくことで、認知症の人が末永く住み慣れた地域で生活できることを目指して、平成21年度から「認知症サポーター養成講座」を開催しています。10月末現在、市内で3,137人の認知症サポーターが誕生しています。

講座の内容は、「認知症サポーターとは」「認知症という病気について」「認知症の人への接し方」など、約90分の講義やグループワークを行います。認知症を発症する一番の危険因子は「高齢化」です。そのため、認知症の人は今後も増加すると予想されています。認知症の人を温かく見守る応援者＝認知症サポーターになるために、一緒に学びませんか?

- 講座修了者を対象に、「フォローアップ講座」も開催しています。認知症についての関心、知識をより深めてもらうための講座です。



9月18日
認知症の人と家族の会
埼玉県支部代表
花保ふみ代さんの
講演の様子

- 保育園児・学童保育児童・小学生の認知症サポーターも誕生しています。



11月1日
東小学校認知症サポーター養成講座の様子

「脳の健康度検診」はお済みですか?

詳しくは☎高齢介護課

市では、今年度から認知症の早期発見、早期治療を推進し、治療可能な認知症への確実な対応を目的として、70歳・75歳の人を対象に「脳の健康度検診」を実施しています。

認知症は、誰にでも起こりうる可能性のある脳の病気で、65歳以上の約8人に1人が認知症、またはその予備軍であると言われています。

しかし、早期発見、早期治療をすることにより、進行を遅らせたり、場合によっては症状を改善することもできます。もの忘れが気になる人はもちろん、もの忘れがない人もこれを機会に検診を活用してください。

実施期間▶12月28日(金)まで

対象▶(市内在住で、表の年齢の人)

※対象者には、6月中旬に案内を通知しています。

※次の①②の人は対象外です。

- ①認知症の診断を受けたことがある人
- ②認知症を治療中の人

費用▶無料(1人年度1回限り)

※ただし、認知機能の低下が疑われ、認知症診断医などの専門医療機関を受診する場合は、**別途、診療情報提供書料などのほか専門医療機関における医療費が発生します。**

内容▶認知症に関する簡単なチェックリストの実施

※**認知症の診断を行うものではありません。**

実施医療機関▶6月中旬に送付した案内に記載者があります。

不明な場合は問い合わせてください。

年齢	対象者の生年月日
70歳	昭和23年4月2日～昭和24年4月1日生まれ
75歳	昭和18年4月2日～昭和19年4月1日生まれ

【送り先】

〒363-0016
桶川市寿1-11-19
桶川市観光協会
オケちゃん



オケちゃん宛てに送るには…



年賀はがきの印刷データはこちら



「オケちゃんの年賀はがき」を本紙に中綴じしました
「ゆるキャラグランプリ2018」では、オケちゃんに投票いただき、ありがとうございます。今年も感謝の意味を込め「オケちゃんの年賀はがき」を中綴じしました。おじいちゃんおばあちゃん、親戚、お友達への挨拶に活用してください。
なお、年賀はがきに使ったイラストデータは市のホームページからダウンロードできますので、利用してください。

市職員を募集します

採用年月日	平成31年4月1日		
筆記試験日	平成31年1月13日(日)		
職種	①事務職【一般】	対象	大学、短大卒：平成5年4月2日以降に生まれた人 高校卒：平成7年4月2日以降に生まれた人
	②事務職【一般】(障害者)		昭和53年4月2日以降に生まれた人
	③保育士職		昭和58年4月2日以降に生まれた人
その他、詳細は市ホームページを参照してください。			

桶川市
魅力発信サイト
OKE-KOI
【オケコイ】

市の紹介・観光情報や子育て情報など市の魅力を発信中!

ウォームビズ・節電対策にご協力をお願いします!

市では、12月1日～3月31日の期間で、ウォームビズに取り組みます。また、年間を通じて節電対策に取り組んでいます。事業所や市民の皆さんも、ウォームビズ・節電対策にご理解とご協力をお願いします。

(市で実施すること)

1. 庁舎および市公共施設の共通対策
 - (1) 照明設備
LEDなどを除き、一部消灯するなど節電に努めます。
 - (2) エアコン
室温が20度となるよう設定温度を調節します。
2. 職員の執務に係る対策
重ね着をして寒さ対策を行います。

(市民の皆さんへのお願い)

1. 市民・利用者への周知・啓発
施設利用時には、暖房の設定温度の調節や照明の削減をお願いします。
2. その他(家庭でできる節電対策にご協力をお願いします)
 - エアコンのフィルター清掃をこまめに行う。
 - こたつ・電気カーペットは、機器本体と床の間に敷物をし、布団を重ねて使用する。
 - 温水洗浄便座(暖房便座)は、節電モードにする。

☆ 交通事故統計 ☆

—桶川市内の人身事故—

(毎年1月からの累計)

	平成30年 9月末	平成29年 9月末	対前年 同月比
件数	228件	187件	41件
死者数	0人	1人	△1人
負傷者数	271人	230人	41人

ぶつかるよ ながら運転 事故の元



「介護予防サポーター養成講座」のお知らせ 詳しくは☎ 高齢介護課

身近な場所で、住民同士が、効果のある介護予防体操を行う通いの場づくりを推進しています。地域の通いの場づくりのサポーターになってみませんか？

と き	平成31年1月22日(火)、29日(火) 2月5日(火)、12日(火)、19日(火)、26日(火)
時 間	午前9時45分～11時45分 ※受付：午前9時15分～9時45分
と ころ	サン・アリーナ
持 ち 物	飲み物、タオル、筆記用具、運動できる上履き

内 容▶介護予防について、100歳体操、体力測定、グループワーク、脳トレなど
対 象▶介護予防に関心があり、講座終了後、地域で積極的に介護予防体操などの活動ができる人
定 員▶30人【先着順】
講 師▶理学療法士など
申 込 み▶12月4日(火)午前9時から、電話または直接、高齢介護課へ。
※運動ができる服装でお越しください。
※できるだけ全日程参加してください。

「通いの場 100歳体操」実施団体を募集します！ 詳しくは☎ 高齢介護課

身近な場所で、住民同士が、効果のある介護予防体操（100歳体操）を行う通いの場づくりを希望する団体を募集します。

「高齢者が集まるきっかけづくりをしたい」「地域を元気にしたい」という団体を支援します。

内 容▶●介護予防について、100歳体操、体力測定、脳トレなどの支援（12回）
●理学療法士、市、地域包括支援センターの3者による団体指導者の支援、通いの場運営の支援

条 件▶
①平成29年度に「100歳体操養成講座」をまたは今年度「介護予防サポーター養成講座」を受講し、指導者として活動できる人がいる団体である。
②3か月間、週1回、12回以上実施ができる。
③参加人数が10人以上である。
④実施場所（集会所・公会堂など）の確保ができる。
⑤見学者の受け入れができる。
申 込 み▶電話または直接、高齢介護課へ。
※申し込み団体が多数の場合、開始時期の希望に添えない場合があります。

介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービスC（運動機能向上型・短期集中プログラム）のお知らせ 詳しくは☎高齢介護課

市介護予防・日常生活支援総合事業では、高齢者が住み慣れた地域で元気に自立した生活を続けられるように、個別の状態に応じた支援を実施しています。訪問型サービスCとは、専門職が自宅に訪問し集中的にケアをすることで、運動機能の改善を図るプログラムです。

対 象	要支援認定者または事業対象者で、次の①～③に該当する人。 ①介護予防サービスを利用していない人（ただし、福祉用具貸与・購入や住宅改修のみを利用している人は相談に応じます）。 ②基本チェックリストにより「運動機能の低下」「閉じこもり」または「うつ」の項目に該当する人（基本チェックリストの項目は、相談時に確認します）。 ③リハビリに対して意欲があり、訪問型サービスC利用終了後には、介護予防サービスを利用せず、自立した生活が見込まれる人。 例）・入院などで一時的に足腰が弱くなってしまった人 ・何らかの原因で、最近急に活動力が落ちてしまった人
内 容	理学療法士などが自宅に出向き、日常に必要な動作が改善できるようにアドバイスします。
期 間・回 数	3か月間（週1回、12回まで）※1回40分程度
費 用	無料
相 談 方 法	地域包括支援センターまたは高齢介護課の窓口へ、訪問型サービスCの利用希望を伝えてください。対象者であるか確認をします。 ※対象にならない場合は、介護予防教室の情報を提供します。

介護者のつどい

地域包括支援センター主催で介護に関する情報交換の場として、介護者のつどいを開催します。

介護者のつどい「蘭の会」	と き	平成31年1月11日(金) 13:00～14:30
	と ころ	ねむのき
	内 容	和やかな雰囲気の中でお茶を飲みながら、介護の悩みや情報交換など、語り合いませんか？ 定員は7人です。事前に電話で申し込んでください。
	問 合 せ	地域包括支援センター「ねむのき」 (川田谷5830-1) ☎783-5311

高齢介護課からの確定申告などに係るお知らせ 詳しくは☎高齢介護課

①介護保険の「障害者控除対象者認定書」の発行について
介護保険の要介護認定（要介護1～5）を受けた65歳以上の人（注※）は、「障害者控除対象者認定書」により、所得税や住民税の「障害者控除」の対象になります。

要介護度	障害者控除区分	利用方法
要介護1・2	障害者控除	すでに認定書の発行を受けた人で、要介護度に変化がなく控除額が変わらない場合は、お持ちの認定書で控除ができます。要介護度が変わり、控除額が変わる場合は、申請すると新しい認定書を発行します。
要介護3・4・5	特別障害者控除	

（注※）身体障害者手帳の1・2級をお持ちの人は、申告の際、身体障害者手帳を提示することで特別障害者控除が受けられます。身体障害者手帳の3～6級をお持ちの人（障害者控除対象者）で、要介護3以上の人は、特別障害者控除が受けられますので、「障害者控除対象者認定書」の交付を受けてください。また、要介護度が要支援1・2、非該当に変更になった場合は、障害者控除の対象にはなりません。

申請できる人▶平成30年12月31日現在、上記の表に該当し、所得税や住民税が課税されている人、または対象者を扶養している家族で、所得税や住民税が課税されている人。

申請に必要なもの▶要介護認定を受けている人の介護保険被保険者証
申請受付▶月～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前8時30分から午後5時15分までに、高齢介護課へ。

②医療費控除の証明書類について
高齢者などのおむつ費用について、次の要件を満たす人は医療費控除の対象になります。医療費の控除を証明する書類とおむつ購入にかかった領収書を確定申告時に提出してください。

対象要件▶要介護認定を受けている人で、要介護認定のための主治医意見書の「障害高齢者の日常生活自立度」がB1以上（おおむね寝たきり、または寝たきり状態）で尿失禁が見られる人。

申請方法▶かかりつけ医に「おむつ使用証明書」の発行を依頼するか、おむつ費用の医療費控除申請が2年目以降の人は、高齢介護課に「主治医意見書の記載内容確認書」の発行を申請してください。

今月のおれんじカフェ

認知症の人とその家族・地域住民など誰もが利用できます。専門職に相談したり、入所されている皆さんと体操や音楽レクリエーションを通して触れ合いませんか。認知症への理解を深めていただくことにより、誰もが住み良い桶川市を目指しています。

開催場所	開催日	開催時間(出入り自由)	参加費
グループホームみんなの家 坂田東1-36-3 ☎729-1616	12月12日(水)	13:30～15:00	無料
愛の家グループホーム桶川 朝日2-10-15 ☎778-6603	12月19日(水)	13:30～15:00	無料
桶川ケアセンターそよ風 上日出谷1245-2 ☎789-3130	12月21日(金)	13:30～15:00	無料
ねむのき 川田谷5830-1 ☎787-0311	12月2日(日) 1月6日(日)	9:30～12:00	100円
花ノ木の郷 加納1824-1 ☎729-2222	12月16日(日)	10:00～11:30	無料
クイーンズビル桶川 坂田845-1 ☎728-8887	12月15日(土)	13:30～15:00	無料
和が家の学校 東2-12-27 ☎776-8900 ※新しく仲間入りしました。	12月22日(土)	13:30～15:00	無料



詳しくは☎ 高齢介護課

※事前の連絡は不要です。直接お越しください。



応急手当(普通救命講習Ⅰ)講習

内容▼AEDを用いた心肺蘇生法(成人)および大出血時の止血方法など※講習修了者には修了証を交付

とき▼平成31年1月26日(土)午前9時〜正午(午前8時45分受付開始)

ところ▼北本消防署北本東分署2階会議室(北本市宮内7-240)

対象▼桶川市・鴻巣市・北本市に在住または在勤で中学生以上の人(再受講可)

定員▼15人【先着順】※定員になり次第締切

費用▼無料

持ち物▼筆記用具※WEB講習受講者は、WEB講習受講証明書

その他▼消防本部ホームページで応急手当WEB講習の受講ができません。WEB講習受講者は救命講習の受講時間開始から1時間免除されます。発行された「応急手当WEB講習受講証明書」を持参してください(スマートフォン・タブレットPCの画面提示でも可)。

申込み・問合せ▼12月15日(土)〜平成31年1月19日(土)に、桶川消防署(☎773-1190)へ、電話または直接、申し込みください。

年末年始の火災予防

年末年始、火の取り扱いには、これまで以上に気をつけ、出火防止対策をしましょう。

【出火防止対策】

- ・外出時や寝る前には必ず火の元を確認しましょう。
- ・ストーブの給油は必ず火を消してから行いましょう。
- ・マッチやライターを子どもの手の届くところに置かないようにしましょう。

・放火防止として、建物の周りを整理し、可燃物は片づけましょう。

問合せ▼埼玉県中央広域消防本部 予防課 ☎048-597-2004

河川などの異常水質事故防止にご協力を

河川や水路に油や薬品などが流れ、魚が死んだり、水道水や農業用水の取水に影響を及ぼしたりする異常水質事故が多く発生しています。

いらなくなった塗料や油、薬品などの取り扱いには十分注意し、決して河川や水路、側溝に流さないでください。対応に係る費用は、原則、事故原因者の負担となります。異常水質事故を見つけた場合は、速やかに県中央環境管理事務所まで

は市環境課に連絡してください。
問合せ▼県中央環境管理事務所 ☎822-5199

年末年始特別警戒取締り実施

管内では電話詐欺(振り込め詐欺)被害が後を絶ちません。電話詐欺被害を防ぐには防犯機能付電話機の設置が効果的です。年末年始、電話詐欺について家族で話し合い、詐欺被害を防ぎましょう。

問合せ▼上尾警察署 ☎773-0110

12月4日〜10日は「人権週間」です

さいたま市地方方法務局と埼玉県人権擁護委員連合会は、人権週間に際し、記念行事を開催します。

内容▼第一部▼平成30年度全国中学生人権作文コンテスト埼玉県大会表彰式、第二部▼さいたま市立浦和中学校によるミニコンサート
とき▼12月9日(日)午後1時〜3時30分

ところ▼さいたま市産業文化センター
定員▼300人
費用▼無料
問合せ▼さいたま市地方方法務局人権擁護課 ☎859-3507

浦和総合相談センター
出張法律相談会(無料)

内容▼相続、遺言、登記、債務整理、成年後見、不動産の名義変更など

とき▼12月13日(木)午後1時30分〜4時30分

ところ▼伊奈町コミュニティセンター(伊奈町総合センター内)

相談方法▼面接相談(1組1時間) ※要予約

予約方法▼総合相談センターに、電話で予約してください。

☎838-7472
主催・問合せ▼埼玉司法書士会事務局 ☎863-7861

相続、借金、生活、こころの悩み等、暮らしのなんでも相談会(無料)

内容▼弁護士・司法書士による法律問題(借金、離婚、相続、贈与など)、社会福祉士による生活問題、精神保健福祉士によるこころの悩みの個別相談会(同じ経験を持つ相談員との面談も可)

とき▼12月16日(日)午前9時〜正午
ところ▼朝日記念会館2階(朝日1-6-15)

主催▼夜明けの会
申込み・問合せ▼事前に夜明けの会(☎774-2862)へ連絡を。

上尾税務署からのお知らせ
所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場のご案内

ところ▼上尾税務署(上尾市西門前577)

とき▼平成31年2月18日(月)〜3月15日(金)(土・日・祝日を除く)

相談受付▼午前8時30分〜午後4時(提出は午後5時まで)

相談開始▼午前9時から
※平成31年2月15日(金)までは、確定申告会場は開設していません。

※申告書の作成には時間を要しますので、早めにお越しください。

※相談内容が複雑な場合は、午後3時頃までにお越しください。相談が午後5時を過ぎる場合には、再度お越しいただく場合があります。

確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受け付けを早めに締め切る場合があります。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」が便利です!

このコーナーを利用すると、混雑する税務署の会場に向かなくても、自宅のパソコン・タブレット・スマートフォンから24時間いつでも申告書を作成でき、不明な点は電話で問い合わせできます。

埼玉県勤労者支援資金のご案内

資金の用途	対象	限度額	利率
子育て・介護両立応援資金 子育てや介護に必要な費用、子どもや親族の医療費、不妊治療費など	勤労者	200万円	年1.0%(保証料別途0.7%)
働くあなたの教育応援資金 扶養する子の小学校入学以降に必要な教育費用(入学金、授業料、受験料など)	勤労者	200万円	年1.7%(保証料別途0.7%)
チャレンジ応援資金(キャリアアップ支援) 資格取得、能力開発などを目的とする講座の受講費用	勤労者	50万円	年1.7%(保証料別途0.7%)
チャレンジ応援資金(再就職支援) 厚生労働大臣の指定する「教育訓練給付金」対象講座の受講費用	失業中の人	50万円	年1.4%(保証料別途0.6%)

申込み▶中央労働金庫上尾支店 ☎773-2351
その他▶申し込みに当たっての要件(県内居住、年齢、所得など)がありますので、申し込む前に確認してください。申し込み後の審査(中央労働金庫)の結果、ご希望に添えない場合があります。「チャレンジ応援資金(再就職支援)」は、国の「教育訓練給付金」の支給対象者に限ります。
問合せ▶中央労働金庫上尾支店(☎773-2351)または、県雇用労働課(☎830-4510)

問合せ▼上尾税務署 ☎770-1800 (自動音声で案内します)

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」はこちら▶



また、申告書の提出は、eTaxで送信(ID・パスワードを入力して送信またはマイナンバーカードを使って送信)、または印刷して郵送のいずれかにより可能です。
eTaxでのID・パスワードの取得は上尾税務署で。

タイル、外構、浴室ユニットバス工事
ブロック、フェンス、エクステリア工事

見積無料

有限会社 小林タイル

桶川市下日出谷 121-20

☎090-4816-5600

「くらしの便利帳」に掲載する広告を募集します

市は現在、(株)サイネックスとの官民協働事業として、日常生活に役立つ市役所業務や各種手続き、病院などの身近な情報を掲載した「くらしの便利帳」の発行準備を進めています(平成31年4月配布予定)。

今後、(株)サイネックスの営業担当者が市内の事業者などに対し、有料広告枠のお願いにお伺いする予定ですので、ご協力をお願いします。

広告の掲載を希望する場合は(株)サイネックス(☎643-7120)へ問い合わせてください。

詳しくは☎秘書広報課

